

平成26年度 第2回 島根県子ども・子育て支援推進会議

ひとり親家庭等自立支援部会

日 時 平成26年2月19日(月)

13:30～16:00

場 所 島根県職員会館多目的ホール

○武智企画員 それでは、おそろいになりましたので、そうしたら、ただいまから、平成25年度の第2回島根県子ども・子育て支援推進会議のひとり親家庭等自立支援部会を開催します。

私は、司会進行を務めさせていただきます、島根県の青少年家庭課母子福祉グループの武智と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たり、島根県青少年家庭課の平岡課長から御挨拶を申し上げるところですけれども、本日は所用のため欠席させていただいておりますので、かわりに子ども・子育て支援スタッフの渡邊調整監から御挨拶申し上げます。

○渡邊調整監 失礼いたします。青少年家庭課の渡邊でございます。

部会の開催を御案内をいたしましたところ、委員の皆様方にはお寒い中、そして御多用の中、御出席を賜りましてありがとうございます。また、日ごろよりひとり親家庭等に対する福祉施策の推進に御理解と御協力を賜りましておりますこと、この場をおかりしまして重ねて御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、昨年10月末の第1回部会におきましては、委員の皆様から、相談に来られないひとり親家庭にどのように手を差し伸べるのかと、それから、それぞれのケースに対応した就業支援が重要であるとか、経済事情の把握が必要ではないかと、それから養育費と面会交流の両方に係る公的な支援が必要ではないかという、それぞれのお立場から貴重な御意見を頂戴したところでございます。

本日は、そういった貴重な御意見を頂戴して、昨年末に実態調査を実施したところでございますので、その実態調査の中間報告ということで御説明をさせていただきまして、本県における今後のひとり親家庭等自立支援施策と、その方向性を定める計画策定に向けました課題をどのように整理していくのかといったことに対しまして御意見を頂戴して、よりよい方向性を見出していきたいと考えておるところでございます。どうか皆様方のお知恵と御尽力を頂戴し、実り多い部会となりますことをお願い申し上げまして、簡単ではござ

いますが冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○武智企画員 議事に入りたいと思います。これより先は、島根県の子ども・子育て支援推進会議のひとり親家庭等自立支援部会の石倉部会長に御進行をお願いしたいと思いますので、石倉部会長様、よろしくお願ひいたします。

○石倉部会長 部会長の石倉です。本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。きょうも第2回目ということで議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それで、本日の議題は2つありますが、先ほど渡邊調整監のほうから御説明いただいたとおりでございまして、まず初めに、ひとり親家庭の実態調査の中間報告ということと、次に、県の子ども・子育て支援事業支援計画の策定趣旨（案）について御審議いただくという予定でございまして。

なお、本日は、実態調査の今後の調査分析の進め方について御助言いただくということで、株式会社アテナから上田主任研究員様にアドバイザーとして御出席していただいておりますので、御紹介申し上げます。

上田様、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○石倉部会長 ありがとうございます。

上田主任研究員様には、この後、御審議いただく実態調査の調査分析の進め方について、委員の皆様から御意見をいただいた後に具体的なアドバイスを頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

では、1番の島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査の中間報告を事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○野々内企画員 失礼いたします。青少年家庭課の野々内と申します。私のほうから資料1、2、3について御説明申し上げます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料1のほうですけれども、先ほど申し上げましたように、昨年11月に行いました実態調査の速報版ということで御報告申し上げます。昨年に開催させていただきましたひとり親部会第1回において調査票の御審議をいただきまして、その調査票をもとに、11月に母子世帯寡婦世帯父子世帯の実態調査を行っております。

資料1の調査概要の(2)概要の④番というところですが、回収結果といたしましては、母子世帯が配布数2,449通、回収は1,107通、45%の回収率です。寡

婦世帯については、配布数は1,302、回収数が552ということで42%の回収率。
父子世帯は、配布数961、回収数が390ということで41%の回収率を得ております。

2番目で、調査世帯となった原因についてですけれども、いずれの調査世帯も離婚が最も多くなっております。母子世帯では、離婚が83.7%に次いで未婚の母6.2%、夫の病死4.6%となっております。寡婦世帯では、離婚67.1%に次いで夫の病死21.8%、夫の事故死4.0%となっております。父子世帯では、離婚77.9%、次いで妻の病死が17.6%、妻の事故死が1.0%という結果となっております。

2ページ目、めくっていただきまして、今回は速報版ということで重立ったものをこうして御説明申し上げてるんですが、先ほどは調査世帯となった理由で今回は家計の状況ということで、調査世帯の主な収入源ということですから、いずれの調査世帯もひとり親の仕事による収入が大半を占めております。母子世帯では、母子の仕事による収入が79.6%、次いで年金・手当が6.7%、寡婦世帯では、寡婦の仕事による収入が68.6%、次いで年金・手当15.9%、父子世帯では、父親の仕事による収入に次いで父親以外の世帯員の仕事による収入3.4%となっております。

母子世帯では、下の表2の世帯の年間総収入を見ていただきますと、200万円以上250万円未満が最も高く、17.2%を占めております。次いで100万以上150万円未満ということで16.4%、次いで150万円以上200万円未満となっております。150万円以上250万円未満で約50%を占めております。寡婦世帯では、100万円以上150万円未満が15.4%、200万円以上250万円未満が15.4%が最も高く、次いで150万円以上200万円未満が15.1%となっております。100万円以上200万円未満の割合が総計で46%程度を占めております。父子世帯では、600万円以上という金額の高い収入帯でありまして、15.6%ということで最も高くなっております。次いで250万円以上300万円未満、次いで200万円以上250万円未満が12.4%となっております。

ひとり親の年間収入額についても、3ページ目のひとり親の年間の就労収入を見ていただきますと、母子世帯では、100万円以上150万円未満が最も高く、次いで150万円以上200万円未満16.8%となっております。寡婦世帯では、100万円以上150万円未満18.5%と最も高く、次いで150万円以上200万円未満の15.8%となっております。父子世帯では、200万円以上250万円未満15.2%が最も高く、次いで250万円以上300万円未満となっております。

暮らし向きの実態については、いずれの調査世帯でも、3ページの表4、暮らし向きの円グラフを見ていただくと、やや苦しいという、高い割合となっております。

相談相手や各種制度について、現在困っていることについては、4ページのグラフを見ていただくと、いずれの世帯も経済面が最も高い割合となっております。母子世帯では、経済面が66.6%、次いで子供の進学や就職が32.2%、自分や家族の病気が18.0%になり、寡婦世帯でも経済面47.6%に次いで自分や家族の健康が35.3%となっております。父子世帯でも経済面が42.2%を占めまして、次いで母子世帯と同じく子供の進学、就職ということで26.2%、自分や家族の健康が18.4%となっております。相談相手の有無についても、いずれの調査世帯もいると回答した方が最も高くなっておりますが、母子世帯が77.5%、寡婦世帯75%ということで7割を超えておりますが、父子世帯では48.5%ということで5割を下回っております。相談相手については、いずれの世帯も親族、知人、隣人、職場の人という順で相談相手となっております。

4ページ目ですけれども、公的援助としてどのようなものがあつたらよいかと思うかについては、4ページ目、6のグラフを見ていただくと、児童扶養手当制度、子供の就学費用の助成制度、医療費の自己負担分を公費で補助する制度が高い割合を占めております。

母子世帯では、児童扶養手当制度49.8%が最も高く、次いで子供の就学費用の助成制度41.7%、医療費の自己負担分を公費で補助する制度40.2%となっております。寡婦世帯では、医療費の自己負担分を公費で補助する制度42.9%が最も高く、次いで児童扶養手当制度25.1%、公営住宅の優先入居17.6%となっております。父子世帯では、子供の就学費用の助成制度38.1%、児童扶養手当制度36.5%、医療費の自己負担分を公費で補助する制度34.5%となっております。

5ページ目で、健康についてということで、ひとり親が病気やけがのとき誰が世話をしてくれるのかについて、下のグラフを見ていただきますと、母子世帯、父子世帯では同居の親族、別居の親族が高く、割合の差はあるものの寡婦世帯では他世帯に比べて子供の割合が32.6%と割合が高くなっております。

速報版ということで、私どもで重立ったものということでこのような形にさせていただきました。

続きまして、資料2を見ていただきますと、ひとり親家庭の世帯数の推移ということで、今回、平成12年から平成25年の実績を上げさせていただいておりますが、世帯数は市町村の住民基本台帳から、出現率は島根県の総世帯数に占める割合ということで出させて

いただいております。前回行ったのが平成22年になりますけれども、平成22年においては、母子の世帯数が7,311、出現率が2.61%に対し、平成25年度に関しましては世帯数が7,576ということで、出現率が2.66%ということで少し占める割合が高くなっております。父子のほうは、平成22年は1,568、出現率0.56%、平成25年度は1,493、出現率が0.52%で少し下がった形になっております。寡婦については、平成22年度6,033、出現率が2.15%、平成25年の世帯数は5,698、出現率が2%ということで、寡婦においても少し下がった出現率になっております。全県の世帯数はこちらにお示ししたとおりです。

次に、資料3のほうを見ていただきたいと思います。ここでは、母子、寡婦、父子とあるんですけれども、子ども・子育てという視点から、今回は母子と父子ということで中心にごらんいただきたいと思います。この資料については、調査票の全ての項目の集計結果となっております。ここでは集計結果とともに重立ったものを円グラフにしておりますので、これを中心に御説明いたします。前回、平成22年実施の比較はお配りしていませんが、特徴的なものについては口頭でお話いたします。

まず、資料3-①と資料3-③ということで、母子と父子は同じページですので横に並べていただいて見比べてごらんください。母子のほうは、問1の世帯状況ということで(2)の年齢ということですが、第1番目が、40歳から44歳というところが一番高い割合となっております24.4%を占めております。次いで35歳から39歳、続いて45歳から49歳、続いて30歳から34歳という年齢構成になっております。

一方、父子のほうは、一番高い割合としましては40歳から44歳が22.6%を占めております。2番目に50歳から54歳が18.7%を占めまして、3番目に45歳から49歳が17.1%、4番目に35歳から39歳が11.1%となっております。

子供の人数ですが、母子、父子とも1人が一番多い割合で、母子のほうは41.1%、父子のほうは40.7%、2人については、母子が38.8%、父子が38.1%、3人は、母子が14.5%、父子が14.8%となっております。

続いて、2ページ目をめくっていただきますと、世代別の子供の人数を示しております。複数回答となっております。母子においては中学生の子供さんをお持ちの方が一番多いという割合で、中学生の子供さんお一人お持ちの方が26.4%、お二人が2.6%という形になっております。全体で320人の回答を得ております。2番目に、母子のほうは高校生、子供さんお一人の方は285人、お二人の方が27人ということで、占める割合

は25.9%と2.5%になっております。3番目、小学生においては小学生4年生から6年生ですけれども、1人が23.4%、2人が1.6%、4番目は小学校就学前が17.2%、2人目が3.3%ということになっております。

父子のほうですけれども、1人目は父子のほうは高校生のほうが多く、1人が37.6%、2人が5.2%、2番目が中学生で1人が29.3%、2人が3.4%、続きまして小学校4年生から6年生ということで、お一人が18.1%、2人が1.8%、続きまして小学校の1から3年生がお一人12.2%、2人が1.0%、続いて小学校就学前ということで1人が7.5%、2人が2.3%を占めております。

続いて、3ページ目をごらんください。問2で、母子世帯になられた当時の状況ということですけれども、母子のほうは30歳から34歳が一番高い割合を示しておりまして25.1%です。25歳から39歳までこの3区分の中で67.2%を占めておりますので、この年代層が母子になられた当時の年齢としては高いという結果になっております。

父子のほうは、1番目が35歳から39歳、23.6%を占めておりますけれども、父子のほうは30歳から44歳までがこの3つの区分において58.6%を占め、過半を占めているという結果となりました。

次に、5ページ目、問3、年間収入ということで見ていただきたいんですが、世帯の年間総収入ということで、母子のほうは200万円以上250万円未満が最も高い割合となっております。割合としては17.2%ということになっておりますが、母子のほうは速報値でもお示しましたように、100万円以上から250万円未満のこの割合が高い割合となっております、49.9%の割合を占めております。

父子のほうは、一方、年間収入の区分的には600万円以上という金額のほうが一番高い割合を示しておりまして15.6%を占め、そのあと、250万円以上300万未満が13.5%、続きまして200万円以上250万円が12.4%となっております。

続きまして、6ページをお開きください。問い3の(2)で、ひとり親、今度は本人の年間就労収入ということ进行调查しておりますが、母子のほうは、一番多い区分が100万円以上150万円未満ということで24.5%を占めております。50万円以上250万円未満のところ全体で65.9%を占めるという、この区分層が高いことがうかがわれます。

父子のほうは、1番が200万円以上250万円未満ということで15.2%を占めております。父子のほうは600万円以上が10.9%という高い率を占めておりまして、

200万円以上から350万円未満が37.2%、600万円以上を合わせて48.1%というふうになっておりまして、200万円以上350万円未満と600万円以上の所得層が多いという結果が出ております。

続きまして、7ページ目になりますけれども、仕事についてですけれども、就労形態ということで、母子のほうは常用雇用者が56.4%、続いて、臨時雇用者、日雇い雇用者、パートタイマーというところが34.7%、全体の91.1%をここで占めるという結果となっております。

父子のほうは、常用雇用者が75%、自営業主が続いて17.7%ということで、全体の92.7%を占め、高い割合となっております。

続いて、(2)の現在の職種というところですが、母子のほうは事務従事者が29.2%、続いて専門的・技術的職業従事者が24.6%、サービス職業従事者が18%ということで、71.8%を占めております。

父子のほうは、1番目が技能・生産工程作業員及び労務作業員ということで27.1%を占めまして、2番目に専門的・技術的職業従事者が23.7%を占めております。3番目に管理的職業従事者、4番目に運輸・通信事業者ということで占める割合となっております。

続きまして、8ページ目をお開きください。8ページ目の転職希望のところ問いを設けておりますが、転職希望ということで母子のほう、現在の仕事を続けたいという方が62.5%、仕事を変えたいという方が31.3%、仕事を変えたいと答えた方の中で転職希望の理由としては、収入が少ないというものが55.8%を占めております。

一方、父子のほうは、現在の仕事を続けたいという方々が76.4%、仕事を変えたいという方が19%を占めておりまして、仕事を変えたいとおっしゃった方の中では、1番の理由が収入が少ないという方が58.6%を占めております。

次に、9ページ目となります。問い4番で、無職の理由というところですが、今回、母子のほうは病弱で働けないという方30.8%となっておりますが、前回の平成22年のところでは23.8%の割合でして、今回の調査で病弱で働けない母子が少しふえているという傾向が見受けられます。

父子のほうも病弱で働けないという構成比が42.0%占めてるんですけれども、前回の平成22年は27.8%の結果が出ておりまして、それに比べかなりの割合で病弱で働けないというのが無職の理由であると思います。

問い5番目で、養育費と面会交流についてですけれども、養育費の相談相手ということで、母子のほうは相談していないという方が40.0%、2番目に相談相手としては家庭裁判所が20.6%、3番目に親族ということで18.5%を占めております。

父子のほうは、相談していないが70%を占め、2番目に親族が10.3%の割合を占めております。

次に、10ページ目をお開きください。問い5、(2)ということで、養育費に関する取り決めですけれども、母子のほうで取り決めをしていないという方が43.8%、文書などで取り決めをしているという方が38.9%、文書などは交わしていないが、取り決めをしている方が16.5%ということで、前回の取り決めをしていないという項目の調査は、平成22年においては52.8%でありましたので、今回、取り決めをしていないという構成比が低くなっているのが、前回から比べると周知をされているという結果に、若干取り決めの率が上がっていると言えらると思います。文書で取り決めをしているという項目については前は31.4%でしたので、それについても若干伸びている傾向にあると思います。文書を交わしていないが、取り決めをしているは前は13.1%ですので、これについても今回、取り決めの有無が少しずつ浸透しているという結果となっております。

父子については、取り決めについては取り決めをしていないというのが69%、文書などで取り決めをしていると、文書は交わしていないが、取り決めをしている場合が同じく15.0%を占めております。

2番目の養育費の取り決めをしない理由ですけれども、母子の場合は、1番目に相手に支払う意思や能力がないと思ったということで38.7%を占めております。前回の平成22年においては47.6%という率を占めておりました。2番目に相手とかかわりたくなかったということで、今回30.4%を占めております。平成22年においては27%を占めておまして、今回のほうが伸びている傾向がありますので、認知度が高くなって相手とかかわりたくないとの理由が高くなったと思われます。取り決めをしていない理由としまして、6番目の、子供を引き取ったほうが養育費を負担するものと思っていたからというものについては新規項目として設けております。

父子のほうは、1番目に相手に支払う意思や能力がないと思ったということで構成比34.7%、前は46.5%の割合を占めておりました。2番目に相手とかかわりたくなかったということで22.1%ですけれども、前は26.5%を占めております。3番

目に養育費がなくても経済的に困らないというのは11.1%を占めておりますが、平成22年には5.0%の率でしたので、前回よりも経済的に困らないという割合が少し高くなっている傾向が伺われます。

次に、11ページをごらんください。養育費の受給状況ですけれども、母子のほうを受けたことがないという方が50.5%、現在も受けているという方が31.5%、受けたことはあるが、現在は受けていないという方が16.9%を占めております。養育費の平均月額で、母子のほうは2万円から4万円未満というところが48.2%という一番高い率を占めております。

父子のほうは、養育費の受給の有無については受けたことがないというのが86.4%、現在も受けているが6.6%、受けたことはあるが、現在は受けていないというのが6%、割合になっております。養育費の平均月額は、母子と同じく2万円から4万円未満というところが36.8%で最も高い率を占めております。

次に、12ページをごらんください。面会交流に関する取り決めということですが、面会交流に関する取り決めの有無については、母子のほうは取り決めをしていないという率が一番高く、63.3%を占めております。

一方、父子のほうでは、面会交流に関する取り決めの有無については取り決めをしていないというのが一番多く、71.7%を占めております。

2番目の面会交流を取り決めをしていない理由としましては、母子のほうは、相手とかかわりたくなかったが27.1%で、次には、その他という理由で、3番目に相手に面会交流する意思がなかったという順に割合が高くなっております。

父子については、同じく相手とかかわりたくなかったということで26.9%、続いて、その他、3番目に相手に面会交流をする意思がなかった、子供を別れた相手に会わせたくなかったというのが同割合で高くなっております。

養育費については、取り決めをしていないという43.8%の割合でしたけれども、それに比べると面会交流に関してのほうは取り決めをしていないという率が高いという結果が出ております。

次に、13ページをごらんください。面会交流の実施状況ということで、面会交流の有無ですけれども、面会交流を行ったことがないというのが母子では45.4%、現在面会交流を行っている割合は29.8%、過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていないというのが22.5%、面会交流の頻度といたしましては、月1回以上が19.

9%ということが高い割合を占めております。

父子のほうは、面会交流を行ったことがないというものが41.5%、現在面会交流を行っているというのが38.2%、過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていないが17.6%という割合を占めております。面会交流の頻度は、こちらのほうは2から3カ月に1回以上ということで15.5%が最も高い割合となっております。

次に、14ページをごらんください。14ページについては、相談相手と各種制度という、現在お困りごとということで、母子については1番、経済面66.6%、速報版でもお伝えしたとおりです。これは当てはまる番号を2つ以内で選びなさいということになっておりますので、構成比は足してもちょっと100%にならないんですけれども、構成比としては66.6%を占めております。2番目が子供の進学や就職ということで32.3%、3番目は自分や家族の健康ということで18%、4番目に仕事が16.8%。

父子のほうは、同じく1番目が経済面で42.2%という割合です。子供の進学や就職が2番目で26.2%、3番目に自分や家族の健康が18.4%、4番目に子供の世話ということで14.0%を占めておりますけれども、4番目に母子は仕事、父子は子供の世話という入っているのが父子世帯の特徴であるとうかがわれます。

(2) 番の困ったときの相談相手ということで、母子のほうはいると答えた方が77.5%、一方で、欲しいと答えた方も19.5%。父子のほうは、いると答えた方が48.5%、欲しいと答えた方が34.7%、母子に対して父子の相談相手が欲しいという割合が34.7%と高くなっているのが特徴となっております。

次に、15ページ目ですけれども、公的制度や相談機関についてということで認知度をはかっております。各種制度を知っていたという割合ですけれども、母子のほうは、1番目が児童扶養手当制度、2番目がハローワークさん、3番目が児童相談所、4番目が保健所、5番目が福祉医療費助成制度というふうになっております。知らなかったというほうは、母子については、1番目が日常生活支援制度、2番目が母子自立支援員さん、これ福祉事務所に設置しておりますけれども、母子自立支援員さんというのが2番目になっております。3番目はひとり親家庭法律相談、4番目は高等技能訓練促進給付金制度というのが知らなかったという制度としては上げられております。

父子のほうは、知っていたという制度、1番目はハローワークさんで、2番目のほうが児童扶養手当制度、3番目が保健所、4番目が児童相談所という割合になっております。一方で、知らなかったとおっしゃった項目については、1番目が日常生活支援制度、2番

目がひとり親家庭法律相談、3番目が高等技能訓練促進給付金制度、4番目が自立支援教育訓練給付金制度、5番目が母子自立支援員という割合になっております。

続きまして、16ページをごらんください。公的制度や相談機関の利用の有無ですけれども、母子のほうは、上の表のところで父子と母子の表示がちょっと一番上の違っているんですけれども、これは、設問としましては各種制度の利用して満足している割合、満足していない割合、利用したことがないうちの今後利用したいと今後利用するつもりはないという割合になっておりまして、父子の表題で母子も見てくださいと思います。

母子の場合で、利用しているということで満足している制度としては福祉医療制度が1番、児童扶養手当制度が2番、3番目、ハローワークさんということになっております。利用しているけれども満足していないという制度に関しては、先ほど満足しているほうに児童扶養手当制度も入ってございましたけれども、38.8%という、これが一番高い割合になっております。利用したことがないという制度に関しましては、1番目が母子（寡婦）福祉資金制度、2番目が自立支援教育訓練給付金制度、3番目がひとり親家庭法律相談、4番目が高等技能訓練促進給付金制度というふうになっております。

父子のほうは、利用して満足しているという制度については児童扶養手当制度、続いて福祉医療費助成制度、満足していないという制度については児童扶養手当制度、利用したことがないということで今後利用したい制度については福祉医療制度、日常生活支援制度、ひとり親家庭法律相談、自立支援教育訓練給付金制度、次いで高等技能訓練促進給付金制度というふうになっております。

続きまして、17ページをごらんください。世帯に対する公的援助であったらよいと思うものを複数回答で尋ねておりますが、母子のほうは児童扶養手当、2番目に子供の就学費用の助成制度、3番目が医療費の自己負担分を公費で補助する制度、4番目が仕事のための技能・資格等を取得するため講習会や助成制度ということになっております。

父子のほうは、1番目が子供の就学費用の助成制度で、2番目が児童扶養手当制度、3番目が医療費の自己負担分を公費で補助する制度、4番目が仕事や病気などのとき、家事や育児等の支援員派遣制度というふうになっております。

続きまして、18ページをごらんください。母子のほうだけですけれども、母子福祉団体の認知度ということで、加入している方が2.5%、知っているが加入していないという割合が23.5%、知らないという方が70.9%を占めております。

小学校入学前の子供の保育ということですのでけれども、母子のほうは、保育所が62.

2%、親自身というところが15.1%。父子のほうは、保育所というところが39.5%、2番目に同居の親族というものが高い割合で28.9%、その次いで親自身ということで23.7%になっております。

放課後の保育状況ですけれども、母子に関しては、放課後児童クラブで見てもらうのが39.2%と一番高くなっておりまして、2番目は同居の親族が見る、3番目、親自身が見るという割合になっております。父子のほうは、同居親族が見るという率が一番高い割合となっております。2番目は放課後児童クラブで見てもらう、3番目が子供たちで過ごしているという割合になっております。

子供に対して不安に思っていることにつきましては、母子のほうが進学、病気や健康、しつけの順で不安に思っておられる項目となっております。父子のほうも進学、病気や健康、勉強や成績の順で不安に思っている項目というのが割合が高くなっております。

子供に対する進学希望ですけれども、母子、父子とも、割合は若干差はありますが、いずれも大学までということを進学を希望しておられるようです。

続きまして、19ページ、お願いいたします。問い8番目で、(2)のところ、子供が病気やけがのときの援護者ということですが、これは母子、父子とも、あなた自身という割合が一番高く、2番目に同居の親族という割合になっております。

問9の住宅の種類になりますけれども、母子のほうを持ち家が一番高く、2番目に親・兄弟の家に同居という率、3番目に公営住宅、4番目に借家という割合になっております。

父子のほうは、持ち家が一番高いという割合で61.0%という高い率を占めております。

現在の公営住宅以外のお住まいの方で、公営住宅の入居の希望がありますかということをお尋ねした設問を、補問をしておりますけれども、入居したいと思わないと答えられた母子の方は28.7%、入居したいと思われて過去に応募した経験がないという方が18.6%、応募した経験はありで入居したいと思われる方が9.7%という割合です。

父子のほうは、入居したいと思わないという方が22.4%、入居したいと思われて過去に応募した経験がない方が6.6%、過去に応募経験した方で入居したいとおっしゃる方が3.6%の割合を占めております。

最後に、20ページをごらんください。住宅を借りる際にお困りごとで、これは母子、父子とも家賃が高い、2番目に一時的に必要な資金の工面、3番目に母子のほうは保証人をお願いできる人がいないということで、父子のほうは困ることはないという率のほうは

高いんですけれども、4番目に、母子のほうは支払い可能な家賃の住宅では家族が住むのに狭い、これは父子も同じ項目になっております。

続きまして、クロス表のほうになります。横判になりまして、母子クロス、父子クロスというふうになっております。並べていただいて見比べていただきたいと思います。私も子ども・子育てということもありまして、こちらで子供の数というのが母子でも父子世帯でも何かしら影響があるのではないかということで、子供の人数と年間収入といった形、子供の数を中心にクロス表を組ませていただきました。

子供の人数と年間収入額の関係ですけれども、母子のほうは200万円以上と250万円未満が一番高いんですけれども、これについては子供1人が多いんですけれども、右のグラフを見ていただく割合という形で、子供1人、2人、3人までのところが分布されている状況になっております。

父子のほうは、1番目が600万円以上ということですが、この中の子供の人数に関しては、1人が16人、2人が28人、3人が10人という、このような分布になっております。

下の子供の人数とひとり親本人の関係ですけれども、母子に関しては、1番目が100万円以上150万円未満ということで、子供1人の方が102人、2人の方が108人、3人の方が40人ということで、このグラフのような割合になっております。

父子のほうは、200万円以上250万円のほうが一番高い割合となっておりますが、1人が31人、2人が16人、3人が11人という、このような分布図になっております。

2ページ目をごらんください。同じく子供の人数と就労形態ということでクロス表ですけれども、常用雇用者が一番多いということで、母子のほうは、子供1人が246と2人が219、3人が79といったような、このような分布図になっております。

父子のほうも常用雇用者が一番多いんですけれども、子供1人が108、子供2人が109、子供3人が41ということで分布図になっております。

下の表で、子供の人数と現在困っていることの関係ということですが、いずれも経済面が一番の要因でしたけれども、母子に関しては、経済面のところで子供1人と2人の割合が似通った形で、280人、299人、3人目が110人という形の結果が出ております。

父子のほうも経済面で、分布図としては子供1人、子供2人の分布が似ておりまして、3番目に29人という、このような形の分布図になっております。

3 ページ目をごらんください。こちらは子供の人数と機関の認知度ということを上げておりますけれども、機関の認知度については、知っていたというものについては児童扶養手当制度が母子のほうでは一番高いんですけれども、2 番目にハローワーク、3 番目に児童相談所、4 番目に保健所、5 番目に福祉医療制度ということで、子供の人数はこのような割合になっております。

父子のほうは、1 番目にハローワークさん、2 番目に児童扶養手当制度、3 番目に保健所ということで、子供の1 人、2 人、3 人、4 人、5 人の分布図はこのようになっています。

次に、4 ページ目をごらんください。4 ページ目では、機関・制度を利用している、したことがある方の満足度ということを示しておりますけれども、満足していると答えられた母子の方では、1 番目は福祉医療制度、2 番目が児童扶養手当制度、3 番目、ハローワークさんなんですけれども、子供の1 人、2 人、3 人の割合はこのようにグラフのとおりとなっております。

父子のほうは、1 番目、満足しているという制度については児童扶養手当制度、2 番目が福祉医療制度ですけれども、子供の人数の割合はこのような割合になっております。

次に、5 ページ目をごらんください。機関・制度を利用したことがない方の利用希望ということで、母子のほうは今後利用したいという制度が、1 番目が母子福祉資金貸付制度、2 番目が自立支援教育訓練給付金制度、3 番目がひとり親家庭法律相談、4 番目が高等技能訓練促進給付金制度ですけれども、子供の1 人、2 人、3 人、4 人の割合はこのようになっています。

父子のほうですけれども、父子のほうについては今後利用したいという制度については、1 番目が福祉医療制度、2 番目が日常生活支援制度、3 番目がひとり親家庭法律相談、4 番目が自立支援教育訓練給付金制度、5 番目が高等技能訓練促進給付金制度ということで、子供の1 人、2 人、3 人の割合がこのような分布になっております。

次に、6 ページ目をごらんください。こちらでは、子供の人数と公的援助で望む、あつてよかったという制度を示しておりますけれども、母子のほうは、児童扶養手当制度が1 番目で、2 番目、子供の就学費用の助成制度、3 番目が医療費の自己負担分を公費で補助する制度、4 番目が仕事のための技能・資格を取得するための講習会や助成制度となっておりますが、子供の1 人、2 人、3 人、4 人、5 人の分布図はこのようになっています。

父子のほうは、子供の就学費用の助成制度が一番高い割合ですけれども、続いて児童扶

養手当制度、医療費の自己負担分を公費で補助する制度、4番目が仕事や病気などのとき、家事や育児等の支援員の派遣制度というふうになっておりまして、子供の1人、2人、3人、4人の割合がこのような割合になっております。

説明は、長くなりましたが以上となります。

○石倉部会長 ありがとうございます。

ここで、お互いの認識を共有するというところで、幾つか確認したいと思います。

まず、これまでの事務局説明をまとめますと、今回の実態調査の分析目的は2つあるということです。一つは、5年ごとに把握する経年調査としての分析と、もう一つは、このたびひとり親計画見直しを受けまして、これから将来にわたってどのようなひとり親支援が必要となるのかを見定めるための課題整理の分析です。

1つ目の経年調査としての分析につきましては、次回、部会に向けて事務局のほうで準備を進めていただきたいと思います。

2つ目の課題整理の分析について、今回、配付された資料、かなり膨大なものですので、このデータから読み解くというのは非常に難しいかと思えます。そこで、今回お集まりいただいた各専門分野の皆様から分析の進め方について御意見を頂戴したいと思います。ですが、全体的なことを言うとちょっと意見もばらついていくかと思えますので、幾つかのテーマに沿って御意見をいただきたいと思えますので、事務局のほうで追加資料を準備していただきましたので、資料を配付させていただきます。

それでは、資料が行き渡ったようですので、事務局のほうからこの資料についての説明をお願いいたします。

○俵GL 私、青少年家庭課母子福祉グループの俵と申します。よろしくをお願いいたします。では、私のほうから、今お配りしました追加資料について、説明させていただきます。申しわけございません、座って説明させていただきます。

今ごらんいただきました資料ですが、昨年10月28日の第1回部会でいただいた御意見を踏まえて、修正を行った調査項目の一覧表が左側にございます。先ほど部会長様御説明のとおり、先ほど事務局のほうから説明させていただきました集計表では、ひとり親家庭の特性についてなかなかパターン化しているのが見えてこないかなという印象を受けております。そこで、ひとり親が福祉事務所や母子・寡婦福祉連合会に相談に来られた後の支援の流れをイメージとしてつくったものが右側の絵になります。これ見ていただきますと、上から母子世帯、父子世帯、寡婦世帯とございまして、母子、父子ともに小さな子供

さんがいらっしゃる家庭と中学生、高校生の子供さんがいらっしゃる家庭とあると思うんですが、例えば小さな子供さんがいらっしゃる家庭は当座の支援として子育て生活支援のほうニーズが高いのかなと、一方、中高生ぐらいの子供さんがいらっしゃる場合はどちらかといえばそれよりも経済的支援のほうにつなげたいというふうに思っているのかなと、あわせて養育費確保とか住まいの相談支援が必要なのではないかとというふうに考えております。

こういったひとり親家庭になられて、だんだん生活が安定してこられますと、次に生活再建、自立のために就業支援につながっていくのではないかなというふうにイメージをしておきまして、この相談の流れというものにそれぞれ色をつけているんですが、これは左側の調査項目と一致させておきまして、こういった支援の流れ、イメージとして持っているものでございますが、この調査項目をどんなふうにクロスさせていけば、そのひとり親のパターンといいますか類型化ができて、それぞれの課題がどんなものを抱えているのかっていうのが見えてくるのではないかなというふうに考えておきまして、委員の皆様方にぜひ御意見をいただきたいと思って、お配りした資料です。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

ただいまの追加資料についての事務局説明について、何か御質問があれば御発言ください。特にございませんでしょうか。

それでは、このテーマに沿って、今後の分析の進め方について御意見をいただきたいかと思えます。

なお、会議冒頭に御紹介しましたとおり、本日はこの調査の集計分析を御担当いただいている株式会社アテナの上田主任研究員様にお越しいただいておりますので、皆様からいただく御意見について、随時、御助言をお願いいたします。

それでは、まずこの追加資料に沿ってといいますか、1番目として子育て・生活支援について、御意見をいただきたいかと思えます。

生活支援も含んで、幅広く相談支援にかかわっておられるというところで、奥出雲町福祉事務所の石原委員、いかがでございましょうか。御意見を頂戴したいと思えます。

○俵G L 今後の分析方法というところとあれかもしれませんが、先ほどの説明では一応グラフ化はしていただいておりますけれども、なかなかこれを見ただけでは難しい部分があるところもありますので、こういうグラフ化を今後ちょっと見方を変えてというか、どういうところが、どういう方法が用いるといいか、どれとどれを比較するといいかとか、子育

て支援、生活支援の観点からもし何か御意見があれば教えていただきたいと思います。

○石原委員 今、窓口のほうに相談に来られて、困っているという内容の中で一番多いのは、経済的なことでお困りの方というのがやっぱり一番多いです。それを、じゃあどうしましょうかということになると、やっぱり就労支援というところにつながっていくんですけども、母子自立支援員のほうが今そういったハローワークと連携をとって、就労について一緒に考えていくような支援をしています。その中でも、ちょっと就労の、子育て、私が考えることは就労のことではないとは思いますが、今現在、そういった窓口のほうに相談しているのは、そういったことが一番多いというところで、済みません。

○石倉部会長 おっしゃることは。窓口に来られると、やっぱり経済問題というところかと思うんですけども、ありがとうございました。

○石原委員 済みません。

○石倉部会長 続いて、行政にいらっしゃる出雲市子育て支援課の児玉委員に、同じテーマで何か御意見があればお願いしたいかと思えます。

○児玉委員 今、どのような観点からどうお話ししたらいいのかわからなくて、大変に理解力不足で申しわけないんですけども、今おっしゃるとおり、経済面のお困り感っていうのはすごくあります。それで、高等技能訓練の事業なんかもあるんですけど、これが出雲市で結構就労されている、実際それを使われて就労されてる方結構あるんですけど、ちょっと来る前に支援員に聞いてきたんですが、その就労にいたもう2桁の方が看護師資格とか取って就労されてるんですけど、そうすると、いわゆるもう児童扶養手当をもらえなくなるくらいの収益、経済面では本当に助かってくるような状況があるんですね。ですから、いかに就労することが大事かっていうことは、本当に思うところなんです。

先ほどちょっと、知ってる知らないの中で、母子自立支援員の存在を知らない数字が結構大きかったので、これは少しショックかなと私は思ったんですが、出雲市においては今4人配置をしています。しばらく前は、4人もいなかったんですけども、もう少し手があいてるように思ってたんです。今はもうなかなか5時に帰ってくれないという私の悩みもあるくらい、相談が多いんでしょうね。相談を受けることも多く、またその対応に対する時間を費やすことも多くってということだと思いたんですけど、支援員が相談に乗ることで就労につながったりとか、それから経済面で、子育ての関係でも困ってるとうまく貸付金制度を利用するような促しをしたりとか、いかに制度を知ることが大事かっていうのを

すごく思うんですけど、その橋渡し役をするんですね。今も児童扶養手当の制度は比較的、母子手当、父子手当みたいな感じで周知をなされやすいと思うんですけど、それ以外の知ってるか知らないかで大きく生活に影響することが結構知られてないのは大きいかなと、せっかく制度があるのに知られていない、これは大きいかなと思いました。最終的には、私は自立支援が一番だと思っていて、就労なんですけれど、いろんな意味でサポートすることがいかに大切かと思うんですが、そこの手だて、知ることも一番です。制度で足りない面もまだあるかもしれませんが、まずは知ること、利用すること、それがどのようにすればいいのかなっていうのをちょっとちらちらかすめながら、済みません、突然の振りで、十分に意見が言えてないと思いますけれど、以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。非常によくわかる話なんですけれども、橋渡していうところで、制度の周知がいかに必要かっていうのは、私も日々感じるところでありますが、今いただいた意見で、どのようにこれを分析に生かすことができるのかなというところで、どうでしょうか。

○俵GL その前に、済みません。事務局のほうから追加でちょっと補足させていただきたいんですが、実は、今先ほど言ってみれば平面的な集計結果というのを皆様方に御説明したんですが、実際に窓口で対応していらっしゃったときと違和感があるだろうか、それとも納得する数字だったかっていうところが多分一番直観的にわかりいただけるのかなと思ってまして、そういう意味で、もし何か自分たちがふだん業務で接してる方々のイメージとボリューム感が違うとか、そういったことがあれば、何らかそこは傾向性を把握するために、どんな形で集計した方がいいとか、そういった御意見をいただけると、例えばこれと組み合わせたいかなとか、いろんなことが考えていけるかなと思ってるんです。そういう意味で、どれとどれをクロスしたらよろしいですかっていうのは、非常に申しわけない聞き方をしております、そういう意味での御意見もいただけたらなと思っております。

○石倉部会長 今の事務局からの説明といたしますか、それに関して、先ほどの子育て・生活支援についてなんですけれども、御意見があればいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それでは、今、先ほど就業関係も出たんですけれども、続きまして、2番の就業支援に関してというところへ移りたいかと思えます。

ちょっとこの膨大な分析結果から急に、どのようにっていうと、ちょっと難しいところ

はあるかと思うんですけれども、就業支援についての御意見というところで、労働局の上代委員、お願いしたいと思います。

○上代委員 島根労働局の上代です。質問の内容が、実に困ってはいるところなんですけれども、先ほど事務局のほうから平面的な数字ではあるけれども違和感があつたかどうかというふうなところから触れたいと思うのですが、経済的な面、そこが一番なんだろうなということは想像どおりの数字が出てきているというふうに考えております。経済的な面で、必ずもう最後は自立ということになってくれば、当然私どもの行政のかかわりである就業支援、そこに至るわけなんです、その中でもハローワークの認知度がちょっと、利用したことがないとかいう、それから利用はしたんだけど満足していないと、ちょっとその辺は反省すべき点が多いなあとというふうに思っていました。就業支援に行くまでにやはり、働くことができる環境をやはり整えていただくということが必要になってくるので、必ず経済的な支援であつたりとか、それから子育て・生活支援であつたりとか、関係機関の皆様の御協力なしにはこの就業支援も進まないというふうに思っているところです。

ただ、質問、ちょっとどう答えていいのか、実に、何をクロスさせていって、どういうパターン化をしてというのがちょっと今すぐに思いつかないのが現状です。ちょっと、また皆様のお話も聞きながら、頭の中も整理していきたいと思っております。済みません、取りとめのないような発言でございましたが、以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、商工会連合会の土谷委員、いかがでございましょうか。意見をいただきたいと思います。

○土谷委員 商工会連合会、土谷と申します。よろしく申し上げます。

私もちょっと畑が全然違うところということもありますし、求めておられる意見についてどういうふうに答えていいかというのがちょっと全然わからなくて、的確な意見がちょっと述べることはできませんが、私、中学生の子供持っているんですけども、クラスの大体3割ぐらいが母子家庭なんです。そこちょっとよそに比べると多いんじゃないかなと思うんですけども、私、ちょっと商工会ということで出てるんですけども、何かちょっと自分のこととか、自分の子のクラスのことに合わせて、こういう現状なんだなということやちょっと何か勉強させてもらったようなところでございますが、ということでなかなかちょっと意見というのは申し上げられなく、済みません。

○石倉部会長 ありがとうございます。

ほかの方で、就業支援に関して、もし御意見をいただける方がありましたらお願いできますでしょうか。

○俵GL 会長さん、済みません。なかなかですね、ちょっと私どもからの問いかけが余りにも広範で突然だったものですから、おわかりいただきにくいと思いますので、ちょっとせっかくアテナさん来てもらってますので、何かそういった視点といいでしょうか、そういったものについてちょっとお話をいただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

○上田主任研究員 それでは、失礼します。今、やはり一番困ってらっしゃるのは経済的なことで、そういう事情を持っていらっしゃる家庭がクラスの3割の方にあるんじゃないかっていうことで、皆さん、自分のいつも身近なところに置きかえてイメージを膨らませて考えてくださってると思います。ありがとうございます。

そうですね、本当に今おっしゃったことが、例えば父子だったらそんなに経済的に困ってるって割合は高くないんですけど、母子のほうが経済的に困ってるって割合が高いっていうのが、問いの中で、年収のあたりで顕著に出るとか、これは持ち帰っていただいて、ああ、そうだね、そうだねって共感しながらグラフを見ていただければと思います。

一つ、もしかして分析できるかなと思ったのがございました。児玉委員さんからいただいた、知ってる人と知らない人では全然違うと、そこを少し見てみました。例えば母子の15ページの問い6にありますように、ここで例えば自立支援教育訓練給付金制度を知らなかったと答えてる方が600人の方、54.4%いらっしゃるんです。例えば、こういう方たちにどうやってお知らせすればいいのかなっていう視点で考えたときに、そもそもこの600人の方たちは一体どういう方たちなんだろうっていうので、少し掘り下げて考えることもできると思います。例えば、600人の方たちの年収の分布でありますとか、この方たちの600人の中の何%の方が経済的に困ってるっていうのを一番に上げてるかとか、それを全体の平均と比べたときに、知らない人はやっぱり困ってる割合が多いんだとか、知ってる人はやっぱり平均に比べて経済的なものが少ないんだとか、そういう全体でざっくりと比較して大枠をつかむようなことはできるかなと思いました。

○石倉部会長 ありがとうございます。

確かに、この設問で知っていますか、知らなかったですかという設問になると、単純に知ってるか知らないかっていうことで、その必要性があるけど知っていなかったのか、ただ知らないけど別に関係ないっていう方もいらっしゃるかと思います。今言っていたい

たように、知らなかった人に本当は必要性があった方がいらっしゃるかどうか、経済的に困ってる方がこの中に含まれてるかどうか、もう一つ言うと、転職の希望を持ってる人も入っているのかどうかというところを、案外クロスするとちょっと見えるものもあるんじゃないかなと、今、そういうお話をいただいてちょっと感じたところです。

そういう、ちょっときょうこの場でなかなかどういうふうにクロスしたらいいかっていうのは難しいかなと思うんですけども、一つのところにとどまっていましても、ちょっと時間も限りがありますので、先ほどから言われています経済的支援についてというところで、島根県社会福祉協議会の黒崎委員から何か御意見をいただけたらと思います。

○黒崎委員 私もぱっと見て気になったところをちょっとまず申し上げたいと思うんですが、先ほど児玉委員さんもおっしゃられたですけども、やはり問6の公的制度や相談機関についてというところで、気になったというか、ああ、なるほどなと思ったのは母子（寡婦）福祉資金貸付制度が知られなかったという方が36%あったっていうこと、私どものほうでも生活福祉貸付制度っていう福祉の貸付制度やっておりますが、相談に来られる方、母子の方、かなり多いんですけども、私どもも他方優先ですので、その話をするとそんな制度があるんですねっていうところから始まるので、そういったところで、ああ、なかなか周知が行き届いてないのかなっていうふうに感じてましたので、その結果が3割以上の方がおられるっていうことでは、ああ、なるほどということ思いました。

そこで、ちょっと気になったのが、母子である、父子である、認知っていうのは、要はいろんなこの福祉の制度っていうのは、そういった対象の方をキャッチしていくという部分があると思うんですけど、それがどこでまずなるのかな、キャッチされるのかなと思ったときには、児童扶養手当制度になるんですかね、そこでキャッチされるようになるんですかね。まずはそこですよ。多分そこでもう95%の方がそれを知っていて利用されてると思うので、そこで何か全ての制度のことが、話が行き届かないのかな、どうなのかなっていうのがちょっと気になったんですけども、ちょっと今の分析とは違うと思うんですが、そう感じたところがありました。

それから、あとは、困ったときの相談相手というところでやっぱり、欲しいという方が、特に父子のほうで多かったんですけど、ありましたんで、ここら辺も、ああ、なるほどな、ちょっとやはりこういう状態なので孤立してる方おられるんだなというふうなことを感じました。

先ほどのことに戻って、実際に福祉の貸し付け、母子（寡婦）福祉資金貸付制度になる

と、ここら辺が中高生の子供さんを持たれてる方が、特にやっぱり進学の部分になってくるのかなと思って、そこら辺が何か深く分析ができないものかなというふうなことはちょっと気になりました。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今のお話にあったように、貸付金の問題っていうのはあるかと思うんですけども、ちょっと本来、私が発言する場所ではないですが、結構中学生、高校生ぐらいになると、学校配布でいろんな案内があってるはずですので、それを全く知らないっていう方はそういうのを見ておられない方かなという気はするんです。その辺が、子供さんによっては、親に見せてなくて捨てちゃう子供とかいないことはないかと思うんですけど、情報をキャッチするところで何かキャッチし漏れてるっていうところもあるんじゃないかと思えますし、先ほど、黒崎さんから言っていただきました児童扶養手当制度を受けてる方で、母子とか父子とかキャッチしてるんじゃないかと、当然それはあるかと思ひまして、年に1回の現況届のときにいろんなお知らせを全員に配布しているっていう、これ松江市がそうしてるっていうところなんですけど、ほかもそういうことしておられると思いますので、本来はある程度いろんな制度の周知をなるべく図るようにしているっていう行政の努力はあるかと思うんですけど、それがどこまで伝わってるのかなっていうところはあります。

その行政というところで、石原委員さん、どうでしょうか。今の経済支援、最初もちょっとお話ししていただきましたけど、何か御意見が、経済支援について。

○石原委員 そうですね。経済的支援っていうことになりますとやっぱり、母子（寡婦）福祉資金の貸し付けというふうな周知ということで、年に1回現況届っていうところで、それこそもう進学ですね、中学3年生で来年進学っていうような年齢の方を特に対象にして、こういう貸付制度がありますからということで、そこで説明を必ずするようにしています。

○石倉部会長 ありがとうございます。

先ほどから経済支援についてはずっと出てますので、これをどういうふうに持っていかというところかと思うんですけども、それにちょっと今のところずっとかかわってるわけにもいきませんので、それに関連したことで、養育費の確保についてというところで、松江ファミリー相談室の徳岡委員に御意見をいただきたいかと思ひます。

○徳岡委員 全体的な感想なんですけども、先ほどから出てる、やっぱり周知されてないっていうことがすごくよく目立って感じました。それと同じように、養育費、面会交流に

至ってはもっと当然なのに使っていないとか、そういう感じがちょっとありました。父子はまだ経済的にはいいので、母子のほうだけ見ますが、養育費の取り決めをしていないっていうのが43.8%でした。43.8%っていうのは、まだやっぱり高い率だと私は思います。全国的な分では何か2割ぐらいしかもらっていないっていう時代からはもう少しよくなっているかなとは思いますが、まずは子供さんを産んだお父さんとお母さんがやはり協力して一生懸命頑張って養育費を捻出するように努力するっていうのは大事なことだし、子供にとってもいいことですので、ただ、父母に任せていたらけんかになってしまってなかなか現実なことにならないし、この取り決めをしていない理由っていうのを見ると、相手に支払う能力がないっていう場合にはいたし方ないんですけど、意思がないっていうのはちょっと全然別で、これは別に項目をしたらよかったなって今ごろになって反省してますけれども、やっぱり能力があっても意思がないっていうのも一緒に入ってるんじゃないかというふうに思います。次に、かかわりたくないっていうのが3割以上あって、そうなってくると、養育費とか面会交流もなんですけども、親の権利、親の意向で決めてるなっていう感じがあって、そもそもやっぱり養育費も面会交流も子供の権利であるって発想を変えないといけない。そうすると、親をそういうことの、親を育てていかなきゃいけないので、親にそういう知識や情報をあげて考えていただくっていう、そういうシステムをしていかなきゃいけないので、広報活動をどういうふうにするのかっていうことと、それから離婚したときに考えなきゃいけない問題で、そのときが一番いいと思うので、そのときにただ受理するだけで、面会交流とか養育費に丸つけるだけではなくて、そういうこと考えていますかっていうことでの、面接ができるようなワンストップサービスみたいなほうにやっぱり親を導いていかないと、恐らく協議離婚の場合は出したら終わりみたいな感じ、誰もかかわれないですのでね、あとは個人情報になってしまっただけ。そのときにどうするかっていう、そういう方法で考えていきたいなっていうふうに私は思っています。

それで、この中、先ほど事務局の方が表にしてくださったんですけども、この養育費、今、経済的支援なのでこの養育費の確保の支援っていうことでいいんですけども、面会交流っていうのはどこに入れるのかなって、このダイダイ色に入れるのか、あるいは、子育て支援の私は一つだと思ってるんですけども、そここのところにぜひ文言を入れてほしいっていう要望をしたいと思います。というのは、養育費はさすがに知られてると思うんですね、言葉としては。だから、面会交流っていうのは恐らくまだ定着してないと思うので、ぜひ言

葉からまず表現して行ってほしいので、それをぜひいろんなところに入れていただきたいなって、というのは、やっぱり委員の方自体もまだその言葉がすぐすとんといくような言葉ではまだなっていませんので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今の御意見を今後の調査項目っていうか、この流れのイメージとかその辺はまたちょっと事務局のほうで御検討いただいたらいいかと思います。

そうしますと、先ほど経済的支援とか養育費確保に関する御意見をいただきまして、どれとどれを組み合わせるとわかりやすいかっていうのは難しいかと思うんですけど、ここで上田主任、もし御意見、御助言をいただければお願ひいたします。

○上田主任研究員 いろいろと御意見ありがとうございます。周知についてと、それから支援制度のこと、大体大きくこの2つになると思います。周知広報をどうやっていくかっていうのはこれから皆さんが計画づくりの中でお考えになるとこだと思うんですけども、どういったものが足りなかったっていうのは少し分析できるかなというふうに思いました。

支援のほうにつきましては、問6のほうにございましたように、知らなかったという方がどういった属性を持っていらっしゃるかということで、支援の必要性があるのかなのかという視点、それから転職についてはどんなような御意見を持っていらっしゃるのかっていうようなことで少し掘り下げてみたいなと思いました。

あと、周知のことなんですが、済みません、戻りまして、先々でどういったことにつながっていくんだ、どういったリスクがあるからここでちゃんと取り決めをしておかなければならないんだっていうことを、例えば離婚されたときに、少しストーリーを見せてさしあげると真剣になって情報をとりに行けるんじゃないかなっていうふうに考えてみまして、先ほどの取り決めをしてなかったという方がその昔からは減っているけどまだ40何%いらっしゃる、その方たちが現在何に困ってるかっていうのを少し集計してみると、リアルタイムでこういう世帯になられた方が何年かたった後にはこういう困ることがあるので、それに向けて準備をしておかなければなりませんよっていうことをお知らせする項目にはなるかなというふうに思いました。ですから、深掘りすることとしてはその広報系と支援系の2点で、もうちょっと事務局の方々と相談しながら少し掘り下げてみたいなというふうに思います。

○石倉部会長 ありがとうございます。

じゃあ、お願いいたします。

○児玉委員 済みません。何か、だんだんちょっとお話を聞いているうちに、何となくこんなことかなと思ったのでちょっとお話ししたいんですけど、それこそ何と何をクロスするかということ、先ほどのお話なんですけど、今、うちでちょっと困っているのは、父子世帯の方でもう60歳を超えられた方に対しての支援というところで、すごい結構困っているんですけども、晩婚ということで62歳になられる方でまだお子さんが18歳というような方がいらっちゃって、それで先ほどの収入とかの調査で、父子の方は600万円以上とかっていうところ出てるんですけども、格差がすごくあると思うんです。本当に収入がなくて困っていらっしゃる方も多くて、その中でその年齢構成、この父子と母子の今の年齢構成を見ると、50歳からの下の方ってというのが父子ではやっぱり多いんですよ、この表を見ると。だから、年齢別で何か困り感が何かっていうふうなところを少し何か出していただくと、その年齢、年齢で何か見えてくるのかってというのはちょっと今感じましたけど。

○石倉部会長 ありがとうございます。

年齢別で困っていることっていうところですかね。

○児玉委員 はい、済みません。

○石倉部会長 それを拾い上げると、またほかに見えてくるものがあるんじゃないかという御意見だったかと思いますが、どうでしょう。よろしいですか。

○児玉委員 はい。

○石倉部会長 じゃあ、黒崎委員、お願いします。

○黒崎委員 問6のですね、ちょっともう一つ気になったのが、先ほど児玉委員さんから高等技能訓練促進給付金、これはかなり有意義な制度であるということをおっしゃられましたし、それかいろんな周知をされる母子自立支援員さんとかっていうのもすごく大事な資源だというふうに思ってます。そのほか母子生活支援施設とかっていうとちょっとこれは特異な部分になってくると思うんですけども、今の給付金制度とか今の母子自立支援員さんとかというところが、利用したことがなくて、今後利用するつもりはないというところが半数近くのパーセンテージがあって、なぜかなと思って、何かその年代ってなるのか、たまたま該当する世代じゃない方たちなのか、母子自立支援員さんの場合だったら、もしかしたら若年者の方が余りそういう相談に乗りたくないとかという、何かそういうものが見えてこないかな、どうかなとちょっと思いましたので、以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

○児玉委員 何かだんだん見えてきつつあるかなみたいな、済みません。先ほど、周知や広報系っていうのは実は大変難しいことで、行政サイドで一番悩むのが、知らなかったという言葉なんですね。どんなに広報しても、1軒1軒お話を伺うことできないんですって言いたくなるほど、おっしゃいます。それで、児童扶養手当は本当に周知されていて、確かに配っています、1枚物で。ただ、その項目を見たときに、それが何なのかっていうのはよくよくはおわかりにならない。その相談をすることの一步踏み込む勇気っていうのも、これもあると思うんですね。特にひとり親になられると、精神的にやはり不安感ですとかそういうことが大きく募ってきますので、その相談する、一步足を踏み込むこと難しいかなっていうのも思います。

それで、今のクロス集計でおっしゃった支援制度について、できるよっておっしゃったんですが、例えば母子自立支援員を知らなかった756人についての困り感、何を困っているか、この756人がどんなことに困っているかっていうことは出せませんでしょうか。というのは、そういう方恐らく項目は知っていても、深く自分が利用できる制度かどうかを御存じないんじゃないかなっていう気がして、それをちょっとお願いできたらなというふうに思いました。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今の件につきまして、上田主任研究員からお願いいたします。

○上田主任研究員 今おっしゃったのは分析できます。これですね、実は、特に母子は母数が多いので、細かく刻んでも結構傾向が見えてくると思います。一方で、父子なんですけれども、細かく刻んじやうと、ちょうどお料理の具が細かくなり過ぎてお箸でとるのが難しいっていうのと同じように、切り過ぎても余り傾向見る意味はなくなってしまいますので、母子のほうでこれを大体、全体的にこの制度を知ってたか知らなかったか、その知らなかった方が何にお困りになってるかっていうのはやっていきたいと思います。視点ですけれども、今これ全部やると無意味なものも出てくると思いますので、ちょうどパーセンテージが高いものですね、上位何個かとかのものについてそれを細かく困ったことでありますとか、経済的なことだったら年収で見ていくという形で細かく切りたいと思います。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今のところで、情報提供という件についてもお話しいただいたかと思しますので、一応

この流れのイメージの中の項目についてお話しいただいたかと思うんですけど、だんだんやっていくうちに、皆さんいろいろ見えてきたというところがあるかと思いますので、これに対してもう少し御意見がございましたらお願いできますでしょうか。よろしいですかね、ありがとうございます。

それでは、今いろいろと御意見をいただいたものをもとにといいますか、県のほうで次回の部会で最終的にまとめた意識調査の結果を再報告していただくということになるかと思いますので、よろしく願いいたします。

では、上田主任研究員様は、本日はここで御退席ということで、ありがとうございました。

○上田主任研究員 ありがとうございます。

○石倉部会長 それでは、次に議事の2、次期計画の策定趣旨（案）について入りたいと思います。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○朝倉主任 青少年家庭課の朝倉と申します。それでは、私のほうから議事の2のほうの御説明をさせていただきます。お手持ちの資料4のほうで説明させていただきたいと思えます。済みません、説明座ってさせていただきます。

お手持ちの資料4ですけども、まず1ページ目のところ、計画の構成、いわゆる計画の目次に当たるようなところ、これが1ページ目のところになります。1番のところは計画策定に当たってということで、計画の趣旨や性格、こういったものを記載していく。2番のところは、現状と課題を整理する。3番のところは、目指すべき姿と理念を定めて、それを実現するために、4番のところ、各種施策を展開していくと、こういう形で構成してはどうかと。文言のほう多少変わってはおりますけども、現在のひとり親家庭等自立支援計画についてもおおむねこのような構成でつくられておりますので、それを踏襲するような形で計画の構成を組んではどうかということを考えております。

それから1ページめくっていただいて、2ページ目は白紙になっておりまして、3ページ目からのところなんですけども、この3ページ以降のところは1ページでお示した計画の構成の各項目について具体的にどのようなことを計画に記載していくのかということ、この部会であつたりとか、この部会の親会に当たる子ども・子育て会議で審議をしていただくためのたたき台として作成しています。3ページ目以降のところの資料の構成というのが、先ほど見ていただいた1ページ目のところとリンクしておりまして、3ページ目の1、計画策定に当たってというのは1ページ目のところの1の計画策定に当たってと

いうのと項目的には同じになっていると、こういった構成で資料のほうができております。

今回策定する計画につきましては、ひとり親家庭自立支援計画のほかに、きょうお配りしております次世代対策推進法に基づくしまねっこすくすくプラン、それから子ども・子育て支援法に基づく計画、この3つの計画が一体となった計画となりますので、ひとり親家庭の自立支援に関すること以外に少子化対策であったりとか子育て支援といった、そういった内容も計画の中に記載されていくということになります。先ほど申しましたように、あくまでもたたき台としてお示ししておりますので、こういった事柄加えてほしいとか、こういった文言加えていかなければいけないだろうといった御意見がありましたら、そういった御意見を受けて適宜修正をしていきたいというふうに考えております。

3ページ目のところ、説明に入らせていただきますけども、まず1番、計画策定に当たっての(1)、計画策定の趣旨のところ、まず下に背景というところがあります。3つ目の丸、網かけのところにありますけども、ひとり親家庭等自立支援計画については平成20年に策定されていますが、計画策定から現時点で約6年、新たに策定する計画の期間というのを下の、3ページ目一番下の(3)のところに示しておりますように27年4月からと想定していますので、この27年4月時点という時点で捉まえますと、策定から7年という時間が経過しているということになります。このため、必要な見直しを行い、より効果的な施策の展開を図る必要があるだろうということ、それから、1番目の丸のところにもありますように、子ども・子育て支援法という法律が国会のほうで成立しております、県計画の策定、こちらが義務づけられております。こういったことから新たな計画を策定するということでまとめてはどうかと考えております。

それから、(1)下のあたりに目的というのがありますが、目的は子どもが健やかに成長できる社会の実現と、どちらかという少子化対策になるんですけども、しまねで出会い、結婚し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指していく、そのための計画である、こういう位置づけにしてはどうかということを考えております。

その下、(2)ですけども、計画の性格、網かけにありますように母子及び寡婦福祉法に基づく計画であるとともに、子ども・子育て支援法であったり、次世代対策推進法に基づく計画でもあるということ。それから、一番下の5つ目の丸のところにありますけども、既存のさまざまな計画と整合性をとるとともに、下の米印に書いてあるように、現在策定中の島根県社会的養護体制推進計画、こういった計画とも整合性を図っていくということとしてはどうかというふうに考えております。

それから、続きまして、4ページ目のところに進んでください。4ページ目のところ、2番、ここで現状と課題を整理をしてはどうかということで、先ほど資料で報告いたしましたアンケート調査であったりとか、もう一つ少子化対策推進部会でも同じような調査を行っておりますので、そういった調査結果を踏まえて、現状と課題を整理をしていくと。枠の中、網かけのところにあります、子どもや子育て家庭を取り巻く状況の中でひとり親家庭における状況、就労状況であったり、生活状況であったり、こういった状況、現状と課題を整理して記載してはどうかというふうに考えております。

そして、続いて、5ページ目のところなんですけども、5ページの一番上、3の(1)目指す社会像というところで、5つ丸をつけておりますけども、一番上のところが子供側からの視点として、子供が健やかでたくましく育つ社会ということ。それから2つ目から4つ目、こちらがどちらかという親視点ということになるんですけども、結婚し、子供を産み育てたいと願う人の希望がかなえられ、そして安心と誇りを持って子供を産み育てることができる社会であるということ。そして、一番下の丸、社会の全ての構成員が、生命の大切さや家庭の役割、子供の育ちや子育て支援の重要性に関心と理解を深めて、おのおの役割を果たしていく社会、こういったものを目指してはどうかと。これを踏まえて下のほう、矢印が出ておりますけども、既存のしまねっこすくすくプランでも示されている、子育てするなら島根が一番と感じられる社会、これに加えて、子供の最善の利益が実現される社会、この2つを目指すべき社会像としてはどうかということで、今回御提案をさせていただいております。

続いて、5ページの下、(2)基本理念からのところなんですけども、こちらについては全体の施策体系図を見ていただくほうが理解をしていただけるかなと思いますので、ページ飛んでいただいて、10ページのところを見ていただきたいと思います。10ページのところでは施策体系図をまとめております。基本理念があって、基本理念の下に基本施策、そして基本施策の下に施策を置く、こういった構成としてはどうかということ、今回、先ほども説明しましたように、一体の計画とするひとり親家庭等自立支援計画、それからしまねっこすくすくプラン、子ども・子育て支援法に基づく計画、この3つの計画の中で、しまねっこすくすくプランという計画が結婚から妊娠、出産、子育て、子育て支援等カバーする範囲が最も広いことから、施策体系図はこのすくすくプランをベースにして構成してはどうかというふうに考えております。その上で、ひとり親家庭への支援であったりとか、児童虐待、障害のある子供さんへの支援など、いわゆる社会的養護の重要性を鑑みて、

基本理念のⅢ、すべての子どもの健やかな育ちがひとしく保障される環境の整備という、この理念を一つ新設してはどうかと考えています。それ以外には、基本理念Ⅱの基本施策3、結婚対策の充実であったりとか、この部会の親に当たる子ども・子育て会議のほうで御意見のあった幼児教育、そういったものについて基本施策10の施策③のところで記載をしてはどうかというふうな形で今検討をしております。

すくすくプランの施策体系図との比較表が、1枚めくって11ページの後ろ、A4の横長のところにカラー刷りになっておりますけれども、これで既存のすくすくプランと新しい体系としてはどうかという御提案させていただいてる体系図を比較したものとなっております。左側のすくすくプランですと、黄色いところで基本理念というのが3つだったんですけども、先ほど御説明したとおり新たに1つ基本理念をつくって、社会的養護に関する分野について、もう一つ表に出して施策展開してはどうかというふうに考えているということで、このような施策体系図を考えてみました。

それでは、もう一度5ページのところに戻っていただきたいと思います。5ページの(2)基本理念のところからなのですが、時間の都合もありますので全て御説明はいたしません、資料の構成としては基本理念をもとにその下に丸を並べておりますが、この理念を実現するためにはどのようなことが必要なのかということを書いています。それを踏まえて、下への矢印、点線囲いの内容を進めていく、こういった形で資料の構成をしております。

このひとり親家庭等自立支援部会にかかわることとして、次の6ページの下半分のところになるんですけども、理念のⅢのところ、児童虐待の問題であったり、ひとり親家庭の支援、障害のある子供への必要であるという整理をした上で、下への矢印、点線囲いのところになりますけれども、家庭環境、障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進める。児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子供の基本的な権利を最大限に尊重し、子供にとって最善の利益が図られるよう施策を推進するという形でまとめてみてはどうかということで提案をさせていただきます。

8ページから9ページ上段までにつきましては、先ほど10ページで見ていただいた施策体系図をこういった形で並べているというものになっております。

それから、この10ページの下段のところ、(2)ですけれども、重点推進施策ということで、現行のしまねっくすくすくプランでは施策展開に当たって特に充実強化が必要な施

策を重点施策として定めています。今回策定する計画において、このような重点施策を設けるのかどうかということも踏まえて今後検討していく必要があると考えております。

最後に11ページのところで、第1行目、(4)施策の具体的な内容というところなんですけども、これまでの目指す社会像であったり、現状と課題、そういったものを整理した上で、それらを実現するための各種事業展開についてここで記載をしていこうというふうに考えております。

そして、5番のところ、計画の推進ですけども、上から、(1)で県民が一体となった推進、(2)で全庁的な推進、(3)として国・市町村との連携、そして、(4)として計画の進行管理をしていくということ。この(4)計画の進行管理のところ、2つ目の丸にありますように、事業については目標数値などが定まっているものがあればその目標数値の達成状況などを評価・検討して、必要に応じて、例えば計画の中間年であったりとかそういったところにおいても必要であれば見直しを行う、そういったことも考えております。

説明は以上です。

○俵GL 続きます、ひとり親施策について、資料は特に今お配りしたものだけですが、今お配りした資料の10ページのところをちょっとお開きいただきたいと思っております。今、たたき台としてお示ししております施策体系図の中では、基本理念Ⅲの施策8のところ、特に支援が必要な子どもや家庭への対応ということで、ひとり親家庭の自立支援の推進という位置づけにさせていただいております。これまでも委員の皆様方に説明させていただいたんですが、20年度につくったひとり親計画は単独計画であったものが今回子ども・子育ての中に包含されるということで、施策体系図上はこういった位置づけになっております。

一方、国のほうで、子育てと生計の担い手というひとり親の特性がございしますが、そこに対する支援策としては、今まで展開してきたひとり親政策だけではとてもじゃないけど手当ができ切れないということで、子供の生活支援については不可欠な要素であるから、一般の子育て支援策を使いながら、それとは別にひとり親家庭向けの特別の施策を展開して、その組み合わせをして対応していくことが必要だということが言われております。

そういった意味で、今たたき台としてお示ししております理念Ⅲの施策8に掲げられているんですけども、これはイメージとして今まで単独計画だったものがこの中にすごく薄められて小さく押し込められるというイメージではなくって、一般施策、特に上のほうで

すね、子育て、全ての施策の中で子育て支援、それから生活支援っていうようないろんな形でひとり親についても支援が展開されると、ただし、それとは切り離して特別支援として必要な部分についてはこの施策8のところに盛り込んでいくというような形で考えていただいたらいいのかなと思っております。

しかも、先ほど実態調査の結果を見て、幾つか貴重なキーワードをいただきまして、皆様方からいただいた意見は経済的な支援が自立のためにはとても必要だといったことがございまして、ところが、意外と知られていないと、いろんな施策展開してるの知られていないと。じゃあ、知らない方が困っていることはどんなことなのか、あるいは年収によって困っていらっしゃることに違いがあるのか、年齢によって困っていらっしゃることに違いがあるのか、そういった特性について分析したらどうかといった御意見をいただきました。そういった分析結果を踏まえて、次回部会の中では、ひとり親家庭の特別施策としてどんなものが必要なのか、広報と支援制度をどんなふうにしていくのが必要なのか、そういったところを具体的に御議論いただけるかなというふうに思っているところでございます。そういった意味で、今回はたたき台としてお示しして、まだこの中身について御議論いただくほど実態調査の結果が充実しておりませんので、また次回、そういった詳細な資料をお示しして御議論いただければというふうに思っております。以上でございます。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今説明がありましたこのことについて、何か御質問がありますでしょうか。

○児玉委員 済みません。県の計画についてなかなか大変認識が薄くて申しわけないんですが、それで質問なんですが、現在策定中の島根県社会的養護体制推進計画っていうのはもともとあったものの改定なのか、新たに策定されるものなのか、これと整合性を図るのであれば、これがいつの段階でできて、どういうふうなスケジュールで整合性が図れるのかっていうことを伺いたいと思います。というのが、基本理念Ⅲをプラスアルファされるっていうことだったんですが、ひとり親の関係とその社会養護部分ですね、現場では結構連動するものがあるなというのを感じておりますので、ちょっと重要な部分かなという気はしております。

○渡邊調整監 児玉委員のほうからの御質問に対するお答えでございますけども、この社会的養護の体制推進計画、これは15年の長きにわたる計画をつくるということで、26年度に策定をする、今準備をそれぞれ進めております。御承知のように社会的養護、最近いろいろな厳しい状況にあります、虐待児とかですね。その対応についてどうしていくの

かという非常に悩ましい問題を抱えていると、県内にも社会的養護、支えるという児童養護施設等もございますけども、そういったあれを大きな規模ではなくて小さな規模でよりケアを厚くしていきましょうという方向性でございます。したがって、今、児童養護施設を人数を少な目にしていくと、そうすることによって今度は地域に出す、というのは里親ですよね。里親というものをもう少し認知をしていただいて、そこをふやしていくとかというようなことを計画に盛り込むと。そういった計画をつくることによって、あるいは児童養護施設等については施設の改修であるとか、ということを進めていきましょうという、そのための計画づくりがなされております。その、青少年家庭課が主になって、それぞれ児童養護施設あるいは乳児院とか、そういったところで計画づくりを今進めていただいておりますので、それを取りまとめる形で大きな計画をつくっていくということにしております。その中で子ども・子育て支援事業支援計画の中でも社会的養護の体制整備をどのようにしていくのかということがございますので、その計画からこちらへ盛り込むことができるものがあると思います。そういった計画をつくって、そこから盛り込みなさいということが示されておりますので、それに基づいて今、準備を進めているというところでございます。

○石倉部会長 ありがとうございます。

そのほかに何か御質問はございますでしょうか。

それでは、特に御質問がないようですので、議事2に関しましては今後の大まかな進め方につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおり進めてさせていただいてよろしいでしょうか。

じゃあ、そのようにお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これまでの説明、内容等について、何か御意見とか御質問があればお願いいたします。特に御質問はないですかね。

ちょっと予定の時刻より早いようですけれども、特に御質問等ないようですので、本日は、それではこれで閉会とさせていただきます。

委員の皆様には貴重な御意見等いただきまして円滑に議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。また次回もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうに返します。よろしくお願いいたします。

○武智企画員 委員の皆様、ありがとうございました。

そうしましたら、次回が開催が3月19日の水曜日の1時半からとなっております。場所は今回と同じこの職員会館で行います。

それでは、最後に、渡邊調整監のほうから一言御挨拶をお礼申し上げますので。

○渡邊調整監 皆さん、どうも熱心に御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。最初はいかがなものかなと思って、余りにも大きな課題を投げ過ぎたのかな、もう少し何か砕いたものを出せばよかったのかなと若干こちらも反省をしながら聞いておりましたけども、広報の必要性あるいは支援の必要性について、もう少し掘り下げてということで方向性が見えてまいりましたので、この次の部会につきましてはそういったものをお示ししながら、皆様方の御意見の参考にする資料ができればと思っておるところでございます。

それで、本日は国の状況については御説明をいたしませんでしたが、この次の部会の際に、この母子・寡婦福祉法を改正をするということで、今国会に上程をされることになっております。そこら辺の状況も踏まえて、皆様方に御紹介をしながら、島根のこのひとり親の自立支援について、どのように反映していくのがいいのかということに、また参考になればと思っております。そういったものも御提供をしていきたいと思っております。

また、年度末に向かいます、皆様、本当に御多用の中と思えますけれども、また引き続きまして御協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶として、御礼とします。どうもありがとうございました。

○武智企画員 そうしましたら、以上をもちまして、平成25年度の第2回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を終わりにいたします。皆様、ありがとうございました。

○俵GL ありがとうございました。